

関税定率法基本通達 4 の 6 - 1 (1) なお書きに規定する  
「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」

適用期間：平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

FOB 価格帯	付保されていない貨物に係る 通常の運賃	付保されている貨物に係る 通常の運賃及び保険料
9,500 円以下	次の式により算出される額： $FOB \text{ 価格} \times 0.547$	左欄の額に 3,000 円を加えて 算出される額
9,500 円超 10 万円以下	5,300 円	8,300 円
10 万円超	次の式により算出される額： $5,300 \text{ 円} + (FOB \text{ 価格} - 100,000 \text{ 円}) \times 0.027$	(FOB 価格に左欄の額を加算 した後の額が 100 万円以下の 場合) 左欄の額に 3,000 円を加えて 算出される額  (FOB 価格に左欄の額を加算 した後の額が 100 万円を超え る場合) 左欄の額に次の式により算出 された額を加えて算出される 額： $(FOB \text{ 価格} + \text{左欄の額}) \times$ 0.003

(注)

平成 21 年 1 月から 12 月における海上貨物の輸入申告実績を基に算出。

- ① FOB 価格帯 9,500 円以下の付保されていない貨物に係る係数 (0.547) は、当該価格帯の申告における FOB 価格に対する運賃の比率の中央値 (メディアン) (小数点以下第 4 位を四捨五入)。
- ② FOB 価格帯 9,500 円超 10 万円以下の付保されていない貨物に係る額 (5,300 円) は、当該価格帯の申告における運賃の額の中央値 (メディアン) (十の位を四捨五入)。
- ③ FOB 価格帯 10 万円超の付保されていない貨物に係る係数 (0.027) は、当該価格帯の申告における FOB 価格に対する運賃の比率の中央値 (メディアン) (小数点以下第 4 位を四捨五入)。
- ④ 付保されている貨物に係る通常の運賃及び保険料は、付保されていない貨物に係る通常の運賃の額に、「通常要すると認められる保険料の額」(関税定率法基本通達 4 - 8 (4) ハ) を加算した額。